

住民投票

Q & A

「市町村合併について考える」住民懇談会から

Q この住民投票の結果で合併が決定するのですか

A この住民投票は合併協議に臨む軸足を定めるものです。町長は住民投票の結果を踏まえて町の方針を議会に諮り、議会で町の意思が決定されます。

法定の合併協議会が設置される場合については、町長が、議会に合併協議会設置を付議し、議会の決定によって設置されます。合併協議会では、任意の合併協議会での協議結果に加え、さらに詳細な新しい市の形態が協議されます。町として合意できない場合は、合併が成り立たない場合もあります。協議の状況はみなさんにも逐次報告されます。また、法定の合併協議会で合併の協議が整った場合は、それを町長が議会に上程し、最終的には議会の議決によって合併が決定します。議会が否決すれば白紙に戻ります。



11月4日に富士見台公民館で行なわれた住民懇談会

向ですが、6市町村のうち富士見町は区にお願いしてやってみようことや役割への期待が他の市町村に比べて大きいため、区に対する助成が大きく、減らしていく方向で調整される可能性が高い状況です。ただし、合併の目的の一つとして、コミュニティや区を大切にするのが一番にあげられています。

Q 新市の本庁はどこになりますか？

A 当面は、茅野が諏訪になりそうですが、法定の合併協議会になつてから協議されます。

本庁が遠くになつても、普段の生活の中で関わる部分では影響がないと考えます。たとえば、広域連合の消防本部は岡谷市にありますが、本部が遠くても、富士見で火災へ対応することになつたく支障はありません。

Q 合併すると地方交付税が減るって本当ですか？

A 本来、地方自治の観点から、自治体としてやるべきことを、その団体の税収で賄うべきですが、税源は地域によつてばらつきがあ

り、多くの自治体が、市町村民税などの自主財源だけでは行政サービスに必要な経費を確保できません。そこで、本来地方の税収とすべき財源を国が代わつて徴収し、不足する部分を交付税で補っているわけです。合併により人口規模が大きくなると、効率化効果によつて少ない負担で合併前と同様のサービスができます。つまり合併により財政基盤が強化されれば、当然、交付税も減ってくるわけです。

たとえば、軽井沢町は行政サービスに必要な経費を自主財源で賄えるため、交付税を受けない団体ですが、交付税をもらっていないからといって住民が不自由を強いられている訳ではありません。

(意見) 合併しても住民にとっては身近な地域のことが大切に思えます。大きな視点で考えることも必要だが、地域にも細かく目を配って欲しい。

A 言われるとおりです。機能と庁舎をここに残すことを非常に神経質に追求してきました。特色を生かし、気持ちのあるものを大事にしていくことが我々の努めです

「市町村合併について考える」住民懇談会は、9月24日から開催され、多くのおみなさんに参加していただきしました。先月号に続いて住民懇談会での主な質問や意見を紹介します。

Q 区行政はどうなっていくか？

地縁団体の扱いはどうなるのか？

A 扱いは何も変わりません。市から独立した財産であることも変わりません。区の数が多いのが富士見町の特徴です。各区への助成金については、昨年からの減額の方